

記入例

特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

枠内の事項をご記入・ご確認ください。
 (注意) 記載内容について、年内に変更が生じた場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要です。

令和 4 年寄附分
 提出日をご記入ください。

平成 年 月 日 つるぎ町長 殿	整理番号	
〒 779-4195	フリガナ	ツルギ イチロウ
住 所 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字中須賀42番地1	マイナンバーをご記入ください。	刺 一郎
	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0
電話番号	0883-62-3111	性 別
	生年月日	明・大 5 0 . 4 . 1 昭・平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附をした年月日と金額をご記入ください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項	寄附年月日	寄附金額
	令和 4 年 2 月 1 日	10,000円

2. 申告の特例の適用に関する事項
 申告の特例の適用を受けるための申請は、それぞれ下の欄の□にチェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除申告書の提出（当該申告書の提出がされたものに限る。）が完了している者

ふるさと納税を行う市町村数が、年間5市町村以下であると見込まれる場合はチェックしてください。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

- ワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例申請）は、確定申告・住民税申告を要しない方が「ふるさと納税」をした際に申請をすることで、確定申告等の手続きをしなくても、控除が受けられる特例制度です。
- 地方税法の規定により、ワンストップ特例申請をされた方が確定申告又は住民税申告をしてしまった場合は、ワンストップ特例の申請自体がなかったものとして取り扱われます。
- そのため、ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により確定申告の必要が生じた場合は、確定申告等の税務申告にて必ず寄附金控除の手続きも行ってください。
- ◎ワンストップ特例の申請市町村数が年間5市町村を超えた場合は、ワンストップ特例の申請が無効になりますので、ご注意ください。

※この申請書はワンストップ特例制度を受けるために必要な書類です。
 「本人確認書類」「個人番号確認書類」を添付し、寄附の翌年1月10日までに、つるぎ町役場まちづくり戦略課（ふるさと納税担当）まで郵送してください。
 提出先：〒779-4195 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3

※①②両方に該当する方のみ特例申請の対象となります。対象外の方は、寄附受領書を持参し、ご自身で確定申告を行ってください。